

済生会兵庫県病院敷地内保険調剤薬局運営事業者選定に係る  
公募型プロポーザル実施要綱

令和4年4月

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団済生会兵庫県病院

# 済生会兵庫県病院敷地内保険調剤薬局運営事業公募型プロポーザル実施要項

## 1 目的

この実施要項は、社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会兵庫県病院（以下「当院」という。）の敷地内に新築する別棟において、保険調剤薬局（以下「薬局」という。）を自らの資金により整備し運営できる者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、プロポーザルへの参加要件のほか、企画提案に係る審査・評価方法、優先交渉権者選定の手続等を定めるものである。

## 2 事業の概要

### (1) 名称

済生会兵庫県病院敷地内保険調剤薬局運営事業

### (2) 事業内容

保険調剤薬局の開設、運営、維持管理等

### (3) 事業実施場所

済生会兵庫県病院敷地内の別棟地上2階建の2階部分

延床面積147.69㎡

※別棟建設予定場所等は別図1・2参照

### (4) 賃貸借物件引渡予定日

令和4年12月

## 3 病院の概要

### (1) 診療科目(21診療科)

内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、呼吸器内科、小児科、外科、整形外科  
眼科、呼吸器外科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、皮膚科、脳神経外科、産婦人科  
麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、リウマチ科、アレルギー科、歯科口腔外科

### (2) 外来診療時間

ア. 受付時間 8:30 ~ 11:30

イ. 開始時間 9:00

ウ. 休診日 土、日、祝日、年末年始（12/30 ~ 1/3）

### (3) 院外処方箋枚数

ア. 平成30年度実績 外来患者数：540.0人／日 処方箋枚数：240.5枚／日

イ. 令和元年度実績 外来患者数：541.3人／日 処方箋枚数：235.7枚／日

ウ. 令和2年度実績 外来患者数：474.9人／日 処方箋枚数：211.0枚／日

エ. 令和3年度実績 外来患者数：511.6人／日 処方箋枚数：226.0枚／日

## 4 担当者

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会兵庫県病院 経営管理部長 前出恭宏

〒651-1302 神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号

TEL：078-987-2222(代表)、078-389-5290(直通)

E-mail：yasuhiro\_maede@saiseikai-hyogo.jp

## 5 事業の基本事項

### (1) 貸付の条件

- ア. 当院は、薬局に係る施設を借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項に規定する定期建物賃貸借契約に基づき事業者に貸し付け、事業者はこれを借り受けるものとする。
- イ. 賃貸借期間は令和11年3月31日までとする。ただし、当院との協議により延長できるものとする。

### (2) 施設賃借料

- ア. 施設賃借料は月額400,000円(消費税別途)とする。
- イ. 施設賃借料の支払いは、当該施設の運営開始日の属する月分からとし、また、賃貸期間が1ヶ月未満であっても1ヶ月とし、前項で定めた施設賃借料を前月月末までに支払うものとする。なお、銀行振り込みに掛かる手数料は事業者の負担とする。
- ウ. 事業者が賃貸借期間の満了前に運営を中止した場合の施設賃借料の支払いは、施設を返還した日の属する月分までとし、賃貸期間が1ヶ月未満であっても1ヶ月とする。
- エ. 事業者は定期建物賃貸借契約上の債務履行を担保するため、保証金を預け入れるものとする。

### (3) 賃貸借期間満了後の措置

賃貸借期間満了後については、事業者は貸付施設を現状に回復し当院に返還しなければならない。ただし、当院が認めた場合はこの限りでない。

### (4) 薬局の開始時期

令和5年4月1日(予定)とする。ただし、具体的な開始日については、事業者決定後に当院と協議の上決定する。

### (5) その他の条件

- ア. 貸付施設は調剤薬局業務の用途でのみ使用すること。
- イ. 運営に必要な薬剤師の確保について確実に行うこと。
- ウ. 事業者は薬局の営業に必要な許認可を営業開始日までに取得すること。また、手続きにかかる諸費用については事業者の負担で行うこと。
- エ. 薬局は当院の診療に応需することができる調剤機能を有すること。
- オ. 薬局の運営に必要な建物の内装設計及び内装工事、器機・備品の調達等を行うものとし、付帯工事に係る工事区分については別紙2「(仮称)調剤薬局棟新築工事 テナント工事区分表」のとおりとする。
- カ. 当該施設に係る固定資産税、都市計画税等の諸税に相当する額については事業者の負担とする。
- キ. 薬局の運営に必要な人件費、電気等の水道光熱費、物品等に係る費用等、その他運営全般に係る経費は事業者の負担とする。
- ク. 貸付施設に係る照明機器、空調機器、衛生設備その他業務の運営に必要な機器等の保守点検及び修理並びに更新については事業者で実施するものとする。
- ケ. 薬局から排出される廃棄物等は事業者の責任において処分すること。なお、処分方法については当院と協議すること。
- コ. 貸付施設での事故等については、事業者の責任において対応すること。また、事故等の報告を逐次行うこと。
- サ. 事業者の職員用駐車場は敷地外に確保すること。
- シ. 本事業に係る権利の第三者への譲渡、施設の転貸は認めない。ただし、当院が承認した

場合はこの限りでない。

ス. 本事業の全部を再委託することは認めない。

## 6 参加資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は複数の企業で構成するグループでの参加とし、参加企業又は参加グループの構成員のいずれも、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 業務運営に関して各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団構成員、又はこれらの暴力団又は暴力団構成員と密接の関係がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続を行っていない者であること。
- (5) 受託業務の遂行が困難になった場合代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体制が確認できる者であること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 本事業の永続性及び安定性を確保するため、財務状況、損益状況及び資金状況に問題のない健全な財務体質を有する企業であること。
- (8) 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会(兵庫県済生会及び済生会兵庫県病院を含む)と係争中でないこと。
- (9) 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会が定める法令遵守規程について理解し、誠実に業務を遂行できる者であること。
- (10) 薬局の運営が可能な人員を継続的に配置できる事業者であること。
- (11) 当院の理念及び基本方針を理解し地域医療への貢献に協力できる事業者であること。
- (12) 直近過去3年間に於いて300床以上の病院の敷地内薬局の運営実績を有すること。

## 7 決定までのスケジュール

日程	内容
令和4年4月04日(月)～4月15日(金) PM3時	実施要項の交付及び参加申し込み受付期間
令和4年4月04日(月)～4月08日(金) PM3時	質疑の受付期間
令和4年4月12日(火) PM5時	質疑の回答期限
令和4年4月18日(月)	参加資格審査結果通知日
令和4年4月22日(金) PM3時	参加資格審査結果後の辞退期限
令和4年4月19日(火)～4月28日(金) PM3時	企画提案書の受付期間
令和4年4月19日(火)～4月22日(金) PM3時	質疑の受付期間
令和4年4月26日(火) PM5時	質疑の回答期限
令和4年5月09日(月)	プレゼンテーション日
令和4年5月12日(木)	審査結果通知

## 8 参加申込書等の提出

公募への参加を希望する事業者は、参加資格を有することを証明するため、下記により事前

に「参加申込書(様式1)」等を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和4年4月4日(月)～4月15日(金)午後3時まで(必着)

(2) 提出書類

ア. 参加申込書(様式1)

イ. 会社概要(書式は任意、ただし、A4版2枚(片面)程度にまとめること)

ウ. 過去3か年度分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)

(3) 提出部数

正本1部、副本2部

(4) 提出方法

郵送(簡易書留)又は持参にて提出すること。持参の場合は、上記4の担当者と来院日時を調整すること。

## 9 参加資格審査結果の通知

参加資格審議結果は令和4年4月18日(月)午後5時までに電子メールにより通知する。

## 10 質問及び回答

参加申込み及び企画提案書作成にあたり質問がある場合は、次により「質問書(様式2)」を提出すること。

(1) 受付期間

参加申込に係る質問：令和4年4月04日(月)～4月08日(金)午後3時まで(必着)

企画提案書に係る質問：令和4年4月19日(月)～4月22日(金)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送(簡易書留)及び持参、又は電子メールにより送付すること。持参の場合は、上記4の担当者と来院日時を調整すること。所定様式以外の口頭や電話等による質問は受け付けない。

(3) 回答

質問に対する回答は、全ての参加事業者へ電子メールにより回答する。

参加申込に係る回答：令和4年4月12日(火)午後5時までに

企画提案書に係る回答：令和4年4月26日(火)午後5時までに

## 11 参加資格審査結果後の辞退について

参加資格審査結果後に辞退する場合は、速やかに上記4の担当者に連絡するとともに、「辞退届(様式3)」を書面により提出すること。

(1) 提出期限

令和4年4月22日(金)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送(簡易書留)又は持参にて提出すること。持参の場合は、上記4の担当者と来院日時を調整すること。

## 12 現地説明会

現地説明会は実施しない。

### 1 3 参加事業者が1者である場合の措置

参加事業者が1者であっても企画提案書の審査を実施する。

### 1 4 企画提案書の提出

参加資格審査により参加が認められた事業者は、「済生会兵庫県病院敷地内保険調剤薬局運営事業公募型プロポーザル提案書作成要領(別紙1)」に基づき作成した企画提案書を病院に提出すること。

#### (1) 提出期間

令和4年4月28日(金) 午後3時まで(必着)

#### (2) 提出部数

正本1部、副本12部

#### (3) 提出方法

郵送(簡易書留)又は持参にて提出すること。持参の場合は、上記4の担当者と来院日時を調整すること。

### 1 5 企画提案書の取り扱い

企画提案書の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 提出後の企画提案書の訂正及び追加又は再提出は認めない。

(2) 提出された企画提案書は原則非公開とする。

(3) 企画提案書には企業秘密など公開されることにより企画提案者が競争上又は事業運営上不利を被るおそれのある情報を極力含まないようにする等の適切な措置を講ずるものとする。

(4) 提出された申請書等及び企画提案書は返却しない。

(5) 提出書類は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

(6) 提出された申請書等及び企画提案書は参加資格の確認及び提案内容の評価以外企画提案者に無断で使用しない。

### 1 6 失格要件

プロポーザル参加事業者が、次の条項のいずれかに該当した場合は失格とする。

(1) 参加資格要件を満たさなかった場合。

(2) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった場合。

(3) 本要項に定める手続き以外の手法により、当院関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。

(4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき、又は虚偽の内容が記載されていた場合。

### 1 7 優先交渉権者の選定方法等

最も優秀な企画を選定した事業者を優先交渉権者とし、その選定方法等は以下のとおりとする。

#### (1) プレゼンテーションの実施

令和4年5月9日(月) 午後2時 ～

#### (2) プレゼンテーションの発表順

発表順は当日くじ引きにより決定する。

(3) 選定方法

優先交渉権者の選定は、審査委員会の審査によって決定する。審査委員会は、当院で選任する審査委員が審査基準(公表はしない)を基に企画提案書を評価し、最も評価が高い事業者を優先交渉権者として選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は令和4年5月12日(木)午後5時までに電子メールにより通知する。

## 18 その他留意事項

(1) 本プロポーザル後の協議

当院は、優先交渉権者に決定した者と速やかに協議を行い、協議による決定事項について結論を得るものとする。

(2) 優先交渉権者と契約締結を行わない場合

優先交渉権者が事業契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において優先交渉権者との事業契約が締結できない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次順位者を交渉権者とし契約交渉を行う。

(3) 優先交渉権者は、事業契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、当院に対し速やかに文書(様式任意)によりその旨を届出ること。

(4) 事業者は、当院から情報公開・調査及び報告等を要請した場合、速やかにこれに応ずるものとする。

(5) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

(6) 企画提案書の作成等にあたって当院から受領した資料は、当院の了承なく公表及び使用してはならない。

(7) 本要項及び企画提案書に記載されていない事項については、協議により定める。

(8) 本プロポーザルは取り止め又は延期することがある。

(9) 当院は、前項によって生じた損害を賠償する責を負わないものとする。

(様式1)

## 参加申込書

令和 年 月 日

済生会兵庫県病院  
院長 左右田 裕生 様

済生会兵庫県病院敷地内保険調剤薬局運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要項の内容を確認・理解し、参加を申し込みます。

参加申込者

所在地

名称

代表者氏名

印

添付書類

- ・参加申請書（様式1）
- ・グループ構成図
- ・会社概要
- ・過去3か年の決算書
- ・商業登記簿謄本（発行から3か月以内のもので写し可）



(様式2)

## 質 問 書

済生会兵庫県病院敷地内保険調剤薬局運営事業者選定に係る公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

令和 年 月 日

済生会兵庫県病院  
院長 左右田 裕生 様

(提出者) 参加申込者 :  
所在地 :  
名称 :  
代表者氏名 :

印

(担当者) 担当部署 :  
職・氏名 :  
電話番号 :  
F A X :  
E - M a i l :

No.	該当資料	該当書類箇所	内 容
1			
2			
3			

※適宜欄を増やして使用すること。

(様式3)

## 提案書表紙

令和 年 月 日

済生会兵庫県病院  
院長 左右田 裕生 様

参加申込者：  
所在地：  
名称：  
代表者氏名： 印

済生会兵庫県病院敷地内保険調剤薬局運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要項に基づき、別添のとおり提案書を提出します。

(連絡担当者)

担 当 部 署	
職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
E - M a i l	



(別紙1)

**済生会兵庫県病院敷地内保険調剤薬局運営事業者選定に係る  
公募型プロポーザル提案書作成要領**

提案書の作成にあたっては、下記の提案書作成要領を遵守すると共に提案書記載必須項目について具体的提案を記入すること。

**【提案書作成要領】**

1. 提案書はA4判で作成すること  
ただし、A3判を使用する場合はZ折りで綴ること
2. ホッチキスは2点止めとすること
3. 提案書の表紙には様式3を付け表紙以外は両面で印刷すること
4. 提案書は表紙を除き15枚(両面で30頁)以内とすること
5. 提案書は正本(1部)・副本(12部)を作成すること
6. 提案書作成に掛かる費用は提案者が負担すること

**【提案書記載必須項目】**

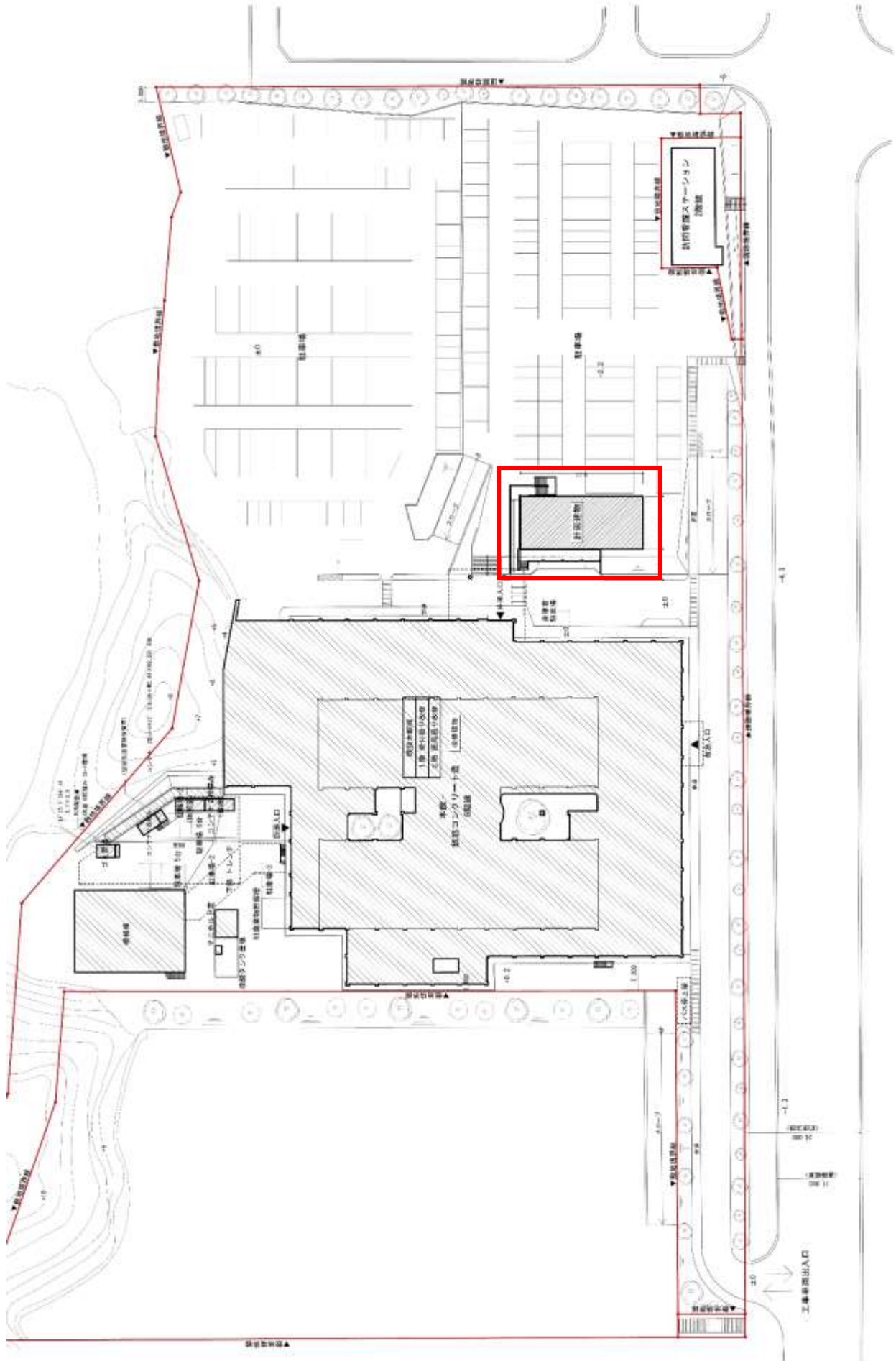
事業実施主体に関する項目	
	財務状況
	類似事業の実績
	事業遂行に関するノウハウ等
	事業の収益性・継続性
事業内容に関する項目	
	開設までのスケジュール(案)
	事業の組織体制・人数・人材確保対策等
	店舗レイアウト(案)
	営業日(休業日)・営業時間
	当院及び地域に貢献する提案
	調剤業務の正確性・安全性・危機管理体制
	薬品の備蓄・流通体制
	サービスの質・価格
	利用者からのニーズ・苦情対応
	混雑緩和対策
	防犯・災害対策
	職員教育
	当院との連携 ※薬剤師の紹介・派遣含む
	当院に対する経済的貢献
	その他アピールポイント

(別紙2)

(仮称) 調剤薬局棟新築工事 テナント工事区分表

■テナント工事区分表							
前提：テナント部は内部仕上無し、建物竣工検査後にC工事施工とする。B工事にて建物外観、床面積が変わる工事は不可。							
種別	エリア	工事区分	A工事	B工事	C工事	備考	
		費用負担者	済生会兵庫県病院負担	テナント負担	テナント負担		
		設計者・施工者	内藤建築事務所・A工事施工者	テナント設計者・A工事施工者 監修：内藤建築事務所	テナント設計者 テナント施工者		
設計・申請	全域	建築確認申請	全て	テナント都合により申請の変更が生じた場合の図書作成及び申請作業の全て	竣工検査後、申請の変更が生じた場合	テナント都合による変更に係る費用はテナント負担	
		A工事建築設計	全て	テナント都合により申請の変更が生じた場合の図書作成及び申請作業の全て	なし	テナント都合による変更に係る費用はテナント負担	
		消防関係申請	全て	テナント都合によるA工事の追加変更工事（消防への協議、申請等を含む）	なし	テナント都合による変更に係る費用はテナント負担	
		測量・境界確認	全て	なし	なし	なし	
		工作物・広告物申請	なし	なし	なし	C工事範囲	
		その他申請	検査済証発行に必要な申請の全て	なし	なし	C工事範囲	A工事、神戸市及び兵庫県条例など
建築区・内装	テナント区画内	床	コンクリート直均し	なし	A工事に降の全工事		
		外壁・外部建具 サッシ工事	全工事 外壁の室内側は外壁材裏面表し	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事に降の全工事	窓額縁はA工事 耐火性能が必要なところは、表面仕上げを除きA工事	
		外壁貫通	A工事に設置する設備のみ	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事に降の全工事	B工事はA工事で当該加工が対応可能な時点まで（厳守）。	
		防火区画形成間仕切 (異種用途区画想定)	全て	テナント都合により、A工事の防火区画形成間仕切に追加変更が生じた場合	なし	耐火性能が必要なところは、表面仕上げを除きA工事	
		内部間仕切	LGS	なし	A工事に降の全工事		
		天井 (CH2500)	LGS+せっちょうボード素地 ※建築基準法対応のため	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事に降の全工事	A工事前設備の点検口はA工事	
		防火戸・防煙垂壁 防火シャッター	法定必要基準・施設基準に基づき設置	テナント都合によるA工事の追加変更工事	A・B工事に降の全工事		
		内部建具	なし	なし	全工事		
		テナント区画内装造作	なし	なし	全工事		
		テナント区画内サイン	なし	なし	全工事		
		テナント区画外サイン	設計想定した位置への下地補強及び電源送りまで	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	全工事	設計想定位置を変更する場合はB工事であるが、A工事で当該加工等の対応が可能な時期まで。	
		スリーブ工事(躯体)	A工事に設置する設備に必要なスリーブと予備スリーブ対応まで	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	不可	B工事はA工事で当該加工が対応可能な時期まで。	
防災	テナント区画内	自動火災報知設備・ 自動通報装置	法基準に基づく設置工事	なし	間仕切り設置に伴う追加変更工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		スプリンクラー設備	なし	なし	なし	なし	
		排煙設備	法基準に基づく設置工事	なし	なし	排煙窓位置及び排煙告示を考慮の上、間仕切り壁位置を決定のこと。	
		非常照明設備 誘導灯設備	法基準に基づく設置工事	なし	間仕切り設置に伴う追加変更工事		
		非常放送設備	法基準に基づく設置工事	なし	なし		
		消火器設備	法基準に基づく設置工事	なし	間仕切り設置に伴う追加設置		
電気設備	テナント区画内	受変電設備	全て	テナント都合によるA工事の追加変更工事	なし	B工事はA工事竣工までに対応可能な時点まで限定。	
		幹線設備(商用電源)	店舗区画内幹線送り及びテナント開閉器盤まで	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事に降の全工事（分電盤含む）	B工事はA工事で対応可能な時期まで。但し、電気容量の増加要望は不可。	
		電力・水道検針設備	全て	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	なし	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		電灯設備	なし ※検査等対応ができる最低限は仮設取付	なし	全工事		
		コンセント設備	なし	なし	全工事		
		電話設備	テナント区画内まで配線用配管突出し工事	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事に降の全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		情報設備	テナント区画内まで配線用配管突出し工事	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事に降の全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		テレビ共聴設備	なし	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	A・B工事に降の全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		インターホン設備	なし	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		BGM設備 機械警備・ セキュリティ設備 監視カメラ設備	なし なし なし なし	なし テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合 なし	全工事 テナント区画内設置分全工事 全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
空調換気給排水衛生	テナント区画内	空調設備	なし	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	A・B工事に降の全工事	ドレン管路構築等のために必要となる工事のうち、躯体に係る部分はB工事としA工事で対応可能な時期まで。	
		換気設備	法基準に基づく最低限の設置工事	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	一般換気設備全工事	ダクトルート構築等のために必要となる工事のうち、躯体に係る部分はB工事としA工事で対応可能な時期まで。ベントキャップ等はC工事とするが、位置はA工事と協議の上決定	
		給水設備	指定位置の立ち上げまで(バルブ止め)	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	A・B工事に降の全工事	立ち上げ場所はAにて指定 口径：30A ※B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		排水設備	指定位置の立ち上げまで(キャップ止め)	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	A工事に降の全工事	立ち上げ場所はAにて指定 口径：100A ※B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		給湯設備	なし	なし	全工事	※電気式とする。	
		衛生設備 ガス設備(1階)	なし なし	なし なし	全工事 なし		

(別図1)



(別図 2)

